原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

庁 内 各 局 部 課 長 殿 (参考送付先) 各 附 属 機 関 の 長 各 地 方 機 関 の 長 各都道府県警察の長 警察所備三発第20号、丙企画発第46号 所生企発第63号、丙州企発第39号 丙生企発第70号、丙サ企発第39号 不大企発第70号、丙サ企発第39号 不大企発第70号、丙サ企発第39号 不大企発第70号、丙サ企発第39号 不大企発第70号、丙サ企発第39号 不大企発第70号、丙サ企発第39号 一警官安事通察庁 管警察庁中イバー警察庁サイバー等 等察庁サイバー等

新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領の一部改正について(通達) 見出しのことについては、「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領の 一部改正について」(平成31年3月29日付け警察庁丙備企発第119号ほか。以下「旧通 達」という。)に基づき推進してきたところであるが、この度、「新型インフルエンザ 等発生時等における初動対処要領」を別添のとおり改正し、令和5年9月7日をもって 施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領

新型インフルエンザ等が発生し、又は発生の疑いが生じた場合は、関連情報の共有を図り、治安の確保に万全を期するとともに、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与するため、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成25年10月10日作成。令和4年11月1日最終改正。)に定めるもののほか、政府の「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領」(令和5年9月1日付け内閣感染症危機管理監決裁)等を踏まえて、下記第1を標準として初動対応を行うこととする。

また、鳥インフルエンザが発生した場合は、下記第2を標準として初動対処を行うこととする。

いずれの場合も、事態の状況に応じて、柔軟かつ的確に対応するものとする。

第1 新型インフルエンザ等が発生した場合等の措置

政府が国内外で新型インフルエンザ等の発生を確認し、又は発生の疑いを把握した場合は、内閣感染症危機管理統括庁(以下「統括庁」という。)から内閣官房及び関係省庁に連絡がなされ、警察庁が認知することとなる。この連絡により、警察庁が新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いについての情報を入手した場合は、次の措置を実施するものとする。

- 1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置
- (1) 警備第三課担当者が情報を入手した場合

警察庁警備局警備運用部警備第三課(以下「警備第三課」という。)担当者は、統括庁から、感染者に鳥等との接触歴がなく、持続的な人から人への感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある事態を把握し、又は関連情報を入手したとの連絡を受けるなど、政府が新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握したとの情報を入手した場合は、直ちに警察庁新型インフルエンザ等対策委員会連絡室(以下「警察庁連絡室」という。)の構成員へ連絡するとともに、関係幹部への報告を行う。

(2) 総合当直員が情報を入手した場合

警察庁総合当直員(以下「総合当直員」という。)は、夜間又は休日に統括庁から、新型インフルエンザ等の発生の疑いに関する情報を入手した場合、警備第三課担当課長補佐に報告し、その指示に従い、警察庁連絡室の構成員へ連絡するとともに、関係幹部への報告を行う。

(3) 対策本部等の設置

(1)又は(2)により報告を受けた警察庁長官(以下「長官」という。)は、事態に応じ、「緊急事態における警察庁の組織に関する訓令」(平成17年警察庁訓令第6号。以下「訓令」という。)に基づき、警察庁警備局長(以下「警備局長」という。)を長とする対策本部又は警備第三課長を長とする対策室(以下「警察庁対策本部

等」という。)を設置する。

(4) 統括庁への報告

警察庁対策本部等は、関連情報の一元化を図り、事態に関する情報、実施した 措置等について、統括庁に報告する。

(5) 緊急参集要員の参集

警備局長及びその随行員は、緊急参集要員(「感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処実施細目について」(令和5年8月25日内閣官房長官決裁) 2(1)により緊急参集する各省庁等の局長等をいう。以下同じ。)が招集された場合、統括庁に参集する。

(6) リエゾン要員の派遣

統括庁からリエゾン要員(統括庁に派遣され、警察庁との連絡、統括庁における関係省庁からの参集者との連絡等を行う警察庁職員をいう。以下同じ。)の派遣を求められた場合は、これに応ずる。

(7) 関係省庁対策会議への参加

警備局長は、「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)が開催される場合、これに参加する。

(8) 都道府県警察等への指示

警察庁対策本部等は、事態に関する情報を管区警察局、都道府県警察等に伝達するとともに、緊急参集要員による協議及び関係省庁対策会議において初動対処方針等が決定された場合、関係する管区警察局、都道府県警察等に対して必要な指示を行う。

- 2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置
- (1) 対策本部の設置

警察庁は、特措法又は閣議決定等に基づき政府に新型インフルエンザ等対策本部等(以下「政府対策本部等」という。)が設置された場合、直ちに訓令に基づき長官又は警察庁次長(以下「次長」という。)を長とする対策本部を設置する。

(2) 政府対策本部等への報告

長官又は次長を長とする対策本部は、関連情報の一元化を図り、事態に関する情報、講じた措置等について、政府対策本部等に報告する。

(3) 緊急参集要員の参集等

緊急参集要員の参集及びリエゾン要員の派遣については、1に記載のとおり取り扱う。

(4) 都道府県警察等への指示

長官又は次長を長とする対策本部は、事態に関する情報を管区警察局、都道府 県警察等へ伝達するとともに、政府対策本部等において、新型インフルエンザ等 への対応に関する基本的対処方針等が決定された場合は、関係する管区警察局、 都道府県警察等に対して必要な指示を行う。

第2 鳥インフルエンザが発生した場合等の措置

国内において家きん又は野鳥の鳥インフルエンザが発生し、又は国内外において

鳥から人へ感染した場合は、次の措置を実施するものとする。

- 1 国内において鳥インフルエンザが家きん又は野鳥で発生等した場合の措置
- (1) 警備第三課担当者又は生活安全企画課担当者が情報を入手した場合

国内において、警備第三課担当者が家きんにおける鳥インフルエンザの発生及びその疑いに関する情報を入手した場合又は警察庁生活安全局生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)担当者が野鳥における鳥インフルエンザの発生及びその疑いに関する情報を入手した場合は、関係省庁及び発生地を管轄する都道府県警察と連携し、関連情報を収集するとともに、関係幹部へ報告の上、関係課と情報の共有を図る。

(2) 総合当直員が情報を入手した場合

総合当直員は、夜間又は休日に家きん又は野鳥における鳥インフルエンザの発生及びその疑いに関する情報を入手した場合は、家きんに係るものについては警備第三課担当課長補佐に、野鳥に係るものについては生活安全企画課担当課長補佐に報告し、その指示に従い関係幹部への報告を行う。

- 2 国外において鳥インフルエンザが人で発症した場合の措置
- (1) 警備第三課担当者が情報を入手した場合

警備第三課担当者は、関係省庁からの連絡等により、これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスについて人での発症が国外で認められたとの情報を入手した場合は、関係省庁と連携し、関連情報を収集するとともに、関係幹部へ報告の上、関係各課及び都道府県警察と情報の共有を図る。

(2) 総合当直員が情報を入手した場合

総合当直員は、夜間又は休日に、これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスについて人での発症が国外で認められたとの情報を入手した場合は、 警備第三課担当課長補佐に報告し、その指示に従い関係幹部への報告を行う。

- 3 国内において鳥インフルエンザが人で発症した場合の措置
- (1) 情報を入手した場合の措置

国立感染症研究所における検査で、国内において鳥インフルエンザウイルスが 人へ感染していることが確定した場合は、統括庁から内閣官房及び関係省庁に連 絡がなされ、警察庁も認知することとなる。この連絡を受けた場合、次のとおり 報告を行うものとする。

ア 警備第三課担当者は、統括庁からの連絡等により、国内において鳥インフル エンザが人で発症したとの情報を入手した場合には、直ちに関係各課へ連絡す るとともに、関係幹部へ報告する。

イ 総合当直員は、夜間又は休日に国内において鳥インフルエンザが人で発症したとの情報を入手した場合は、警備第三課担当課長補佐に報告し、その指示に 従い関係幹部への報告を行う。

(2) 警察庁対策室の設置

(1)ア又はイにより報告を受けた長官は、訓令に基づき、警備第三課長を長とする対策室(以下「警察庁対策室」という。)を設置する。

(3) 統括庁への報告

警察庁対策室は、関連情報の一元化を図るとともに、事態に関する情報、実施した措置等について、統括庁に報告する。

(4) 緊急参集要員の参集等

緊急参集要員の参集、リエゾン要員の派遣及び関係省庁対策会議への参加については、第1の1を準用する。

(5) 都道府県警察等への指示

警察庁対策室は、事態に関する情報を管区警察局、都道府県警察等に伝達するとともに、緊急参集要員による協議及び関係省庁対策会議において人への感染対策に関する措置が決定された場合は、関係する管区警察局及び都道府県警察等に対して必要な指示を行う。